

## 【ドイツ】洋上風力発電への投資を促進するエネルギー事業法の改正

海外立法情報課・渡辺 富久子

\*ドイツは、再生可能エネルギーによる発電量の増大を目標としているが、そのためには洋上風力発電による発電を大幅に拡充することが必要である。しかし、技術的な障壁や様々な投資リスクがあり、洋上風力発電への投資が進んでいない。その投資を促進するために、エネルギー事業法が改正された。

### 1 エネルギー事業法改正の背景

連邦政府は、2030年までに洋上風力発電の設備容量を25GWとすることを目標としている（2010年末時点で80MW（注1））。洋上風力発電施設（以下「洋上施設」）は、送電系統に連系しなければ利用できない。エネルギー産業を規制するエネルギー事業法によれば、洋上施設の稼働準備が整い次第、送電系統運用者がその担当地域内の洋上施設を系統に連系する義務を負っている。ドイツの送電系統運用者は4社あり、そのうち海洋区域も担当するのは2社である。送電系統運用者は、洋上施設の連系の費用を、電気料金に上乗せして消費者に転嫁することができる。

しかし、洋上施設は、海岸線から3海里（約5.5km）以上の距離を取って設置しなければならないことなどにより、技術的な障壁も高く、投資リスクも予見できないものとなっている。そのため、送電系統運用者による洋上施設の系統連系が遅延するという問題が生じていた。

### 2 エネルギー事業法の改正の概要

上述の状況を受け、洋上風力発電への投資を促進することを目的として、エネルギー事業法第3次改正法（注2）が制定された（BGBl. I S.2730）。同法は、一部を除き、2012年12月28日から施行されている。以下に、同法の概要を紹介する。

#### ・洋上系統整備計画

送電系統運用者は、毎年、洋上系統整備計画（Offshore-Netzentwicklungsplan）を共同で作成することとされた。この計画においては、洋上の系統整備を最適に行うための措置やスケジュールが定められ、計画は拘束力を有する。（第17b条）

#### ・洋上施設の系統連系の遅延の際の補償

さらに、洋上施設の系統連系の遅延の際の責任を、誰がどの範囲で分担するかが明確にされた。送電系統運用者による洋上施設の系統連系が予定期日より遅延し、洋上施設による電力供給ができない場合には、洋上施設の事業者は、施設の稼働準備が整った日以降（ただし、早くとも予定期日から11日目以降）、送電系統運用者に対して、類似の施設が当該日数に供給する平均電力量に基づいて、再生可能エネルギー法が定める買取価格の90%の補償金額を要求することができることとされた。これは、系統連系

の遅延について、送電系統運用者に責任があるか否かを問わない。系統連系の遅延が送電系統運用者の故意による場合には、洋上施設の事業者は、再生可能エネルギー法が定める買取価格の100%の補償金額を要求することができる。(第17e条)

#### ・送電系統運用者の負担及び消費者への転嫁

洋上施設の系統連系が遅延したために送電系統運用者が洋上施設に支払った補償金額(注3)の負担を社会全体で調整する仕組み(Belastungsausgleich)が定められた。

補償金額は、送電系統運用者4社が、消費者への電力供給量に応じて負担する。送電系統運用者が負担した額は、消費者の電気料金に転嫁される。消費者の負担は、0.25セント/kWhを上限とするとされている。上限の場合には、標準的な4人世帯の1年間の負担は8.75ユーロと試算されている。

系統連系の遅延が送電系統運用者の故意による場合には、当該送電系統運用者が補償金額を全額負担する。系統連系の遅延が送電系統運用者の過失による場合には、補償金額の一部を当該送電系統運用者が負担し、残額が、上述の負担調整の仕組みにより、消費者の電気料金に転嫁される。当該送電系統運用者の負担額は、1億1千万ユーロを上限とするが、重大な過失でなければ1750万ユーロを上限とする。(第17f条)

#### ・発電所の稼働停止

その他の主要な改正として、電力が窮迫したときにも電力供給システムの信頼性を維持できるようにするために、発電所の稼働停止に関する要件が新たに定められた。

新しい規定によれば、出力10MW以上の発電所の事業者は、稼働を停止するときには、1年以上前のできるだけ早い時期に、送電系統運用者及び連邦ネットワーク庁にこれを届け出る義務を負う。送電系統運用者は、当該発電所の稼働を停止すると、電力供給システムに大きな影響を及ぼすか否かを審査する。

出力50MW以上の発電所について、審査により、当該発電所の稼働停止が電力供給システムに大きな影響を及ぼすと認められる場合には、送電系統運用者は、根拠を付してこれを証明し、連邦ネットワーク庁に対して当該証明の承認を求めなければならない。連邦ネットワーク庁が承認する場合には、当該発電所の稼働停止は禁じられる。

発電所の稼働停止を禁じられた事業者は、発電所を少なくとも待機状態に維持しなければならないが、送電系統運用者に対して、適切な範囲で補償を請求する権利を有する。詳細は、法規命令で定められる。(第13a条)

#### 注

(1) Bundesnetzagentur, *EEG-Statistikbericht*, Bonn, 2012, S.15.

(2) Drittes Gesetz zur Neuregelung energiewirtschaftsrechtlicher Vorschriften vom 20. Dezember 2012 (BGBl. I S.2730).

(3) この項の負担調整において、送電系統運用者及び消費者が負担する額は、厳密には、「補償金額+つなぎ融資のための費用-納入業者の違約金や保険会社等第三者からの給付」である。

#### 参考文献

・Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/10754, 11705.